

会 議 録

1 会議名

令和2年度 第1回三郷区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 会長、副会長の選任（公開）
- (2) 三郷区地域協議会の運営について（公開）
- (3) 地域協議会だよりの編集方法について（公開）
- (4) 自主的審議事項の提出方法について（公開）
- (5) 令和2年度地域活動支援事業について（公開）

3 開催日時

令和2年5月27日（水） 午後6時25分から午後8時36分まで

4 開催場所

三郷地区公民館 集会室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）の氏名（敬称略）

- ・ 委 員：市村 学、伊藤光夫、伊藤善一、小山和美、竹内浩行、荏戸 正、
平田 清、平田伸一、保坂裕子、山口典夫、吉田一彦、渡部弘美
(欠席者なし)

- ・ 事務局：南部まちづくりセンター 堀川センター長、小池係長、田中主任

8 発言の内容

【田中主任】

- ・ 12人の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・ 同条例第8条第1項但書の規定により、会長選任まで議長は南部まちづくりセンター長が務めることを報告

【堀川センター長】

- ・ 会議の開会を宣言

— 次第 2 委員自己紹介 —

【堀川センター長】

次第 2 「委員自己紹介」、各委員に自己紹介を求める。

【市村委員】

伊藤善一委員から、ぜひ立候補をとということで、よく分からない状態で立候補した。これから 4 年間、分からないこともたくさんあると思うが、三郷区がより良くなるために、微力ながら力を発揮していきたいと思っている。

【伊藤光夫委員】

私も山口委員から、ぜひということで応募した。応募する時は少し気が引けたが、いただいた資料を見て、地域でこんな活動をしているということの色々と目にした。町内の役もしているので、まずは皆さんに知っていただけるような活動をしていけたらと思っている。

【伊藤善一委員】

私は二期目になる。皆さんと一緒に、この三郷地区がより良いまちになるために、議論したり、皆さんの貴重な意見を頂戴したいと思う。

【小山委員】

私は子どもが 4 人いるので、皆さんと意見を交わしながら、子ども目線また、女性目線からの意見ができればと思っている。

【竹内委員】

私は今回で三期目になり古株になってしまったが、地域協議会の経験を生かして、この 4 年間、皆さんとともに三郷区のまちづくりに寄与していきたいと思っている。

【荏戸委員】

今回町内会長の推薦を受け、初めて委員にならせていただいた。皆さんと一緒に三郷区がより良くなるように微力ながら手伝っていききたいと思っている。

【平田 清委員】

前任者に代わり今回から委員になることとなった。多少話は聞いているが、なかなかまとめるのが大変なのかなという印象を持ちながら参加させていただいている。

【平田伸一委員】

地域の活動と言うと、町内会長や民生委員など経験してきているが、そんな中で三郷まちづくり振興会というまちづくりを進める組織が一昨年できた。今までは町内会長の立場でそちらの活動に関わっていたが、これからは地域協議会としても協議するだけでなく、一步二歩前に出て具体的に活動していく組織にしていかなければいけないと外から見ていて思っていた。そして四ツ屋から地域協議会委員が出ていない責任も感じたりして、このたび手を挙げた次第である。4年間というとても非常に長い気もするが、皆さんと一緒に進めていければと思っている。

【保坂委員】

二期目になる。1期4年は長かったが、地域の人たちが地域のために、地域がよりよくなるための考えを、みんなで知恵を絞りながらやる会はとても大事だと思う。年齢もある程度幅があり、前期は女性が2人だったが、今回は3人になって、いろんな意見が皆さんから出てきて、より良い話し合いができるのではないかと考えている。

【山口委員】

発足当時からの委員に携わっている。また皆さんと一緒に、この地域の課題等を考えながら進めていきたいと思っている。

【吉田委員】

この度初めて委員に選任された。前職が転勤族で40年弱この地域にいなかったが、帰ってきて、少しでも三郷のためにということで応募させてもらった。皆さんの力を借りて、より良い地域にしていきたいと思っている。

【渡部委員】

私も初めてで、この地域協議会という名前も初めて聞いた次第である。ただ、説明を聞いているときに、市の補助を受けながら地域が活性化できるとは、なんて素晴らしいのだろうと思った。みんなで協力すれば大変良い会議を運営できるのでは

ないかと思っている。

—次第3 議題等の確認—

【堀川センター長】

- ・ 次第3 「議題等の確認」について、資料により説明

—次第4 議題（1）会長、副会長の選任—

【堀川センター長】

地域協議会の会長及び副会長は、会議において委員の中から選任することになっている。会長の役割は、会議前の副会長や事務局との事前の打ち合わせ、会議の議事進行や、委員からの意見を集約し、会の総意としてまとめていただくことが任務である。また、他の地域自治区の会長会議等の出席もある。

特に会長は、会議の中で、常に中立的な立場で、委員の意見を過不足なく聞き取り、多様な意見を引き出していただき、まとめていただくことが必要になる。

副会長は会長を補佐し、会長が不在の時、会長を代理する。人数に決まりはなく、三郷区はこれまで2人であった。本日はまず、副会長の人数を先に決めていただき、その後、会長と副会長の任期を確認した後、選任を行いたい。

この順で進めてよいかを諮り、了承を得る。

では、副会長の人数について決めたい。副会長を2人にすることに意見のある委員の発言を求める。

【山口委員】

前期同様、やはり2人、女性の方も今回3人に増えたので、男性1人、女性1人ということで、前期同様に2人でいかがか。

【堀川センター長】

ただいま、2人ということで、男性の方1人、女性の方1人という意見があった。他に意見を求めるがなし。

副会長の人数は、前期同様男性1人、女性1人の2人ということで、委員の了承

を得る。

次に、会長と副会長の任期について確認したい。地域協議会の会長及び副会長の任期は、地方自治法第202条の6第3項に、地域協議会の会長及び副会長の任期は、構成員の任期によると規定され、委員の任期は、地域自治区設置に関する条例第5条第5項に、委員の任期は4年と定められているため、会長及び副会長の任期は4年となる。この任期について質問のある委員の発言を求める。

【平田伸一委員】

委員の任期は4年だが、会長と副会長の任期は2年、2年で交代してもよいのではないか。会長・副会長の任期は決めてないはずである。条例を見ても、国の法律を見ても、例えば市議会や県議会などは、4年任期の中で、中間年に、人事案件について臨時会を開いて決めている。やはり、4年間であると非常に長いことから、2年2年で区切った方が負担が少なくなると思う。

【堀川センター長】

先ほども説明したが、地方自治法の第202条の6に、委員の任期によると、会長及び副会長の任期が法律で定められている。これに関して、配布した参考資料の地域協議会の運営に関する例規という資料をご覧いただきたい。参考資料の裏面の地方自治法下の段に、地域協議会の会長及び副会長という定めがある。その第3項に、会長及び副会長の任期は、地域協議会構成員の任期によると定められている。この任期については、ご承知のとおり4年と定められている。

【平田伸一委員】

上越市地域自治区設置に関する条例第5条では、委員の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする、という書き方であり、会長と副会長の任期が4年ということではないのではないか。

【堀川センター長】

法律で、正副会長の任期は委員の任期によると定められており、その年数は条例への委任事項になっている。その条例が、上越市地域自治区の設置に関する条例であり、第5条に、委員の任期は4年とし、となっている。すなわち、法律と条例で会長と副会長の任期は4年と定められている。先ほど、平田委員が議会の例を申し上げられた。議会も同様に、法律で正副議長の任期は議員の任期によるということ

で、4年と定められている。ただし、上越市議会、県議会もそうだが、申し合わせという独自ルールを定めている。法律では4年という定めがあるため、2年経ったら正副議長を辞任するという申し合わせである。当然、本人の意思によって辞任をして、交代する意思を示すことによって、法律には違反しない手続きをしている。

議会と同じように、2年経ったら正副会長を辞任するという申し合わせを、地域協議会委員の皆さんで了承されれば、成り立つ仕組みではあるが、法律上では4年ということになっている。

会長及び副会長の任期を2年交代とし、議会と同様に辞任の手続きをとることがこの地域協議会で必要かについて議題とすることを諮る。

【平田伸一委員】

センター長の説明のとおり、慣例でやっていることは承知している。だから、そういう慣例を地域協議会の議題として取り上げて、今日は初回で全員集まっているので、この場で決めればそういう慣例みたいなものを形にしてやっていけるのかと思った。理由としては先ほど申し上げたが、4年間はやはり長いので、負担軽減のために交代した方がいいという思いがある。

【堀川センター長】

整理する。やり方として可能な方法は、本人の意思により、任期途中で会長または副会長を辞任すれば、法律の定めに関係なく可能である。2年交代にするには、あくまでも会長及び副会長本人の辞任の意思に基づくことが前提となる。そのことを申し合わせとすることを諮り、承認されなければならない。

会長及び副会長の任期について採決をしてよいかを諮り、委員の了承を得る。

では、事前に確認をする。会長及び副会長の任期は、法律で4年となっているところ、平田伸一委員から、その職を2年で辞任していただくという申し合わせを、この三郷区の独自ルールとしてはどうかという提案である。法律の4年が良いかどうかは、法の定めであるため、議題として諮る必要はない。

提案のあった2年で辞任する申し合わせを、必要かどうかについて採決をしてよいかを諮り、委員の了承を得る。

採決については、上越市地域自治区設置に関する条例第8条第3項の規定により、委員の過半数をもって決するというになっている。出席委員が12人であるた

め、過半数の7人に達すれば可決となる。7人に達しなければ否決となり、法律に定められたとおり、任期は4年となる。

2年で辞任することを申し合わせにすることについて、採決をしてよいかを諮り、委員の了承を得る。

採決の結果、賛成者が過半数に達しなかったことから、会長及び副会長の任期は、法律等の定めのとおり4年に決する。

続いて、会長の選任方法に入る。

まず、立候補者を募り、立候補者がいない場合は、委員の皆さんからの推薦、それでも候補者がいない場合は、話し合いにより決めていただく方法になろうかと思う。

この方法について意見のある委員の発言を求めるが、なし。

会長の選任方法は、1番目に立候補、2番目に他の委員からの推薦、3番目に話し合いの順で進めてよいかを諮り、了承を得る。

立候補者が1人の場合、または、他の委員からの推薦で1人しか推薦されなかった場合は、自動的にその方に決まることになることについて諮り、了承を得る。

次に、会長に立候補される方の挙手を求めたが、立候補者はなし。次に推薦をしたい人がいる委員の挙手を求める。

【山口委員】

先ほど、平田委員から4年が長いということで、私も二期やって感じているが、審議の継続性もあるので、これから指名する方も、それも含めて、一つやっていただきたいと思っている。前期、副会長であった竹内委員を推薦する。

【堀川センター長】

他に推薦する委員の発言を求めるが、なし。

推薦された竹内委員の発言を求める。

【竹内委員】

今推薦いただいたわけだが、他の推薦の方もおらないようなので、私も今回で三期目ということで、皆さんが私でよければ、頑張っていきたいと思っている。

【堀川センター長】

竹内委員が会長でよいか挙手を求め、委員全員の了承を得る。

それでは、竹内委員に会長席に移っていただき、挨拶願う。

(会長、会長席へ移動)

【竹内会長】

今ほど皆さんからご同意いただいた。先輩方が多数いる中で、まだまだ若輩者だが、何とか4年間皆さんの協力をいただき、この会を引っ張っていきたいと思っている。皆さんの協力がないと、この会もなかなかうまく運営ができないと思う。やってきた活動成果が出るかどうかはやはり皆さんの動き次第と思っている。法律など難しい面も多々あると思うが、皆さんの分野分野の中で色々な知識を持たれる方がおられるので、思う存分發揮していただいて結構である。行政経験者の方もおられるし、そういう形の中で今後また皆さんと一緒に活動できればと思っているので、よろしく願う。

次に副会長の選任を行う。副会長の選任方法について、会長の選任方法と同じ方法でよいか諮り、了承を得る。

次に副会長に立候補される方の挙手を求めるが、立候補者はなし。

次に他の委員からの推薦に移るが、それでも候補者が出ない場合は、会長が副会長を指名するという順で進めてよいか、委員の意見を求める。

【山口委員】

4年間、会長を補佐していくわけだから、会長の意を酌んだ方を指名して、お互いに手を取り合って、そして私どもを引っ張って欲しいと思う。会長指名でいかがか。

【竹内会長】

今ほど山口委員から会長指名との意見があった。副会長については会長指名でよいかを諮り、委員の了承を得る。

では、私の方から、副会長2人を推薦したいと思う。4年間一緒に頑張ってきて、三郷地区のまちづくりなどいろいろとご尽力いただいた、前期副会長の保坂裕子委員と、松野木の伊藤善一委員の2人を私から推薦したいと思う。

この2人を副会長とすることを諮り、委員全員の了承を得る。

(両副会長、副会長席へ移動)

副会長から一言挨拶願う。

【保坂副会長】

前期やってきたことを踏まえて手際よくやっていきたいと思う。

【伊藤善一副会長】

前期の経験を生かして、会長を補佐できるよう頑張っていきたいと思う。

—次第4議題（2）三郷区地域協議会の運営について—

【竹内会長】

次第4議題（2）三郷区地域協議会の運営について、事務局に説明を求める。

【堀川センター長】

- ・資料No.1の1頁により、①会議の座席順、②会議の招集請求に必要な委員数、③会議録の確認者、④会議の開催方法について説明

【竹内会長】

①座席順は、これまで正副会長を除いて名簿順であった。意見のある委員の発言を求めるが、意見はなし。

これまでと同様、名簿順にすることを諮り、了承を得る。

次に②招集請求委員数は、これまで4分の1以上の委員数として、3人としていた。意見のある委員の発言を求めるが、意見はなし。

これまでと同様、1/4以上3人とすることを諮り、了承を得る。

次に③会議録の確認者は、これまで正副会長を除き名簿順に2人としていた。意見のある委員の発言を求めるが、意見はなし。

これまでと同様、正副会長を除き名簿順に2人とすることを諮り、了承を得る。

本日の会議録の確認者は、名簿順で市村委員と伊藤光夫委員となる。

次に④の会議の開催方法は、これまでは不定期で、午後6時30分からであった。まず定例化か不定期か意見のある委員の発言を求める。

【山口委員】

前期も勤めの方がおられるので、ある程度を決めてもよいのではないかという意見と、あるいは、そういう兼ね合いで、どうしても出席できない場合もあるから、正副会長の都合で、事務局と相談して、決めてもよいのではないかという意見があ

った。特に会長は議長をするので、都合はどうか。

【竹内会長】

4年間は、不定期という形の中で我々も動いてきた経緯がある。不定期の中で、事務局と相談しながら、議題の内容や地域活動支援事業等の審査もある。あと自主的審議事項等の協議もあるわけだが、そういうのを踏まえた中で、不定期の中で今までと同様の動きで、行ったらどうかと思う。意見のある委員の発言を求める。

【平田伸一委員】

初めてでよく分からないのだが、定期や定例というのはどういうことか。月に1回とか、月の例えば24日とか、第3木曜日とかそういう意味か。それをやらないで、必要な都度集まるというのが不定期という意味か。私もそんなに忙しい人間ではないが、やはり決めておいた方が、分かりやすいような気がする。例えば、民生委員、児童委員の場合には、和田地区と三郷地区が一緒だが、各月の第1土曜日、午後1時半からラーバンセンターで、ずっと通してやっている。事情によって変わる場合もあるが、お盆や正月も原則そういった決めでやっている。それぞれが、半年先のことを考えたり、計画したりするときにやりやすいような気がする。もちろんお勧めされている委員に合わせるのがまず最優先かもしれないが、概ね日を決めていた方が、事務局の都合もあるかと思うが、お互い動きやすいと思う。

【竹内会長】

他区の状況について、事務局の補足説明を求める。

【堀川センター長】

定期か不定期かについて、南部まちづくりセンターが所管している高田、金谷、和田、三郷の4区のうち、高田区が第3月曜日、金谷区が第4水曜日ということで定例化している。和田区は不定期で、議題があったとき、もしくは集まらなければならぬときに、各委員に候補日の案を3つほど示して、日程調整をした上で日を決めている。定例化しても議題がなければなしということもできる。そこはあくまで委員の皆さんで決めていただきたいと思う。

【竹内会長】

平田伸一委員から意見があったが、私としては勤めており、定期化すると本来は都合がつけやすいのだろうが、遠方への仕事もあることから少しどうなのかという

気もしている。

【平田伸一委員】

不定期でも結構だが、会議の開催通知はどのくらい前にいただけるのか。ひと月前やひと月半前か。そのくらいのスパンでいただくのであれば、ほぼ定例化しているのと一緒にかもしれない。あまり急に来ても、それぞれ皆さん都合があるので、最低限1か月前くらいに開催通知をいただけるのであれば、私は不定期でも構わない。

【竹内会長】

今までの経緯では、例えば今日の会議終了後に、次回の会議の日程を報告させてもらっている。事前の正副会長の会議で、ある程度次の会議日程について協議している。それに資料が後で送られてくるので、日程については、大体その辺で調整ができていると思っている。事務局、それでよいか。

【堀川センター長】

よい。

【竹内会長】

会議終了後、次回の会議の日程を皆さんにお伝えすることが可能なので、余裕を持った通知の仕方をさせていただく。そういう形の中で、会議の開催は不定期ということによいか。

【小山委員】

この会議は年間何回くらいあるのか。

【竹内会長】

去年は大体月に1回、あるかないか。令和元年度は8回であった。

④会議の開催方法は不定期で開催するということで、採決をしてよいか諮り、委員の了承を得る。

採決の結果、賛成者が過半数に達したことから不定期での開催に決する。

次に会議の開始時間について、これまでは午後6時30分からであった。これについて意見のある委員の発言を求める。

【山口委員】

夏場と冬場の時間や夕飯の準備などあると思うが、大体午後6時30分か午後6時だと思う。会長自身がお勤めされているので、仕事をされている方は午後6時と

いうと厳しいと思う。皆さんご意見なければ午後6時30分で、そして冬になったらまた考えるのはどうか。そこは柔軟にして、基本的には午後6時30分ということで、いかがか。

【竹内会長】

私も勤めているので、午後6時30分で何とかぎりぎり間に合うような時間帯と思っている。山口委員から意見のあったとおり、冬場などは日も短くなるので、その辺は時期に合わせて対応するような形でいきたいと思う。

会議の開催は午後6時30分からとすることを諮り、委員の了承を得る。

次に会議の会場について、これまでは三郷地区公民館であった。これについて意見のある委員の発言を求めるがなし。

これまでと同様、会場は三郷地区公民館とすることを諮り、了承を得る。

—次第4議題（3）地域協議会だよりの編集方法について—

【竹内会長】

次に、次第4議題（3）地域協議会だよりの編集方法について、事務局の説明を求める。

【堀川センター長】

- ・資料No.1の2頁により、地域協議会だよりの編集方法について説明

【竹内会長】

事務局の説明について、質問のある委員の発言を求めるがなし。

①編集委員の人数は、これまで3人であった。意見のある委員の発言を求めるが意見はなし。

これまでと同様、3人とすることを諮り、了承を得る。

次に編集委員の任期は、これまで4年であった。意見のある委員の発言を求めるが、意見はなし。

これまでと同様、4年とすることを諮り、了承を得る。

次に②編集委員の選任について、意見のある委員の発言を求める。

【平田伸一委員】

編集委員は正副会長ということで今までやってきているわけだが、例えば編集委員会といった会議を開催しているのか。

【竹内会長】

こういう記事で、こういうレイアウトでという原稿の確認をしていたが、特に会議等はしていない。

【平田伸一委員】

そうであれば正副会長でいいような気がする。

【竹内会長】

編集委員はこれまでと同様、正副会長とすることを諮り、了承を得る。

次に③の発行回数は、これまで年4回程度発行、発行時期や編集内容は編集委員に一任ということであった。意見のある委員の発言を求めるがなし。

これまでと同様の発行回数、発行時期や編集内容は編集委員一任とすることを諮り、了承を得る。

次にその他、地域協議会が通常開催できない場合、書面による審議を行う際の取扱いについて、事務局の説明を求める。

【堀川センター長】

この度のコロナウイルスの影響で、高田区では会議が開催できず、書面によって表決をとる書面審議を実施した。地域協議会の運営を規定した条例では、書面審議に関する取扱いが定められていないため、地域協議会であらかじめ取り決めをしておいた方が、不測の事態に備えることができると思う。皆さんのお住まいの町内会の会則でも、このような書面による審議ができる旨の規定がすでにあり、今回のコロナウイルスの影響で、書面決議をされたところもあるかと思う。それと同じ取り決めを今回協議いただきたいと思う。資料No.1の2頁、書面審議を行う際の取扱い案をご覧いただきたい。

書面による審議を行う場合の条件と、表決について例示させていただいた。「以下の条件により、会議を招集できない場合または招集することが適当でない場合、〇〇の判断で、書面審議を実施することができる」となり、条件は、「委員の生命の危険または健康を害する恐れがある場合、会場の使用が困難など、物理的に開催でき

ない場合、もしくは、緊急な案件で会議を開催するいとまがない場合」として、表決については、「委員の過半数の意思をもって、会議の議決があったものとみなす。なお、可否同数の場合は会長の決するところとする。」という部分である。

今回はまず、〇〇の判断でという部分について、書面審議をしなければならない状況が発生した場合、①正副会長の協議により会長が書面審議を決定とするか、②過半数の委員が書面決議に賛同した場合とするか、協議いただきたいと思う。

諮問事項の附帯意見の取扱いについては、諮問に対して意見をつけようということを書面で皆さんから意見をいただいた場合、その意見の取扱いをどうするかということである。①会長、副会長の協議により、会長が決定することでよいか、②その附帯意見が必要かどうかそのものを、委員に文書で投げかけさせていただき、その賛否を確認してから決める方がよいか、以上の2点について協議いただきたい。

【竹内会長】

通常開催できない場合、書面による審議を行うかどうかの判断について、意見のある委員の発言を求める。

【山口委員】

生命の危険や今回のコロナウイルスのような場合が想定されているのだと思うが、そうなったときに、書面議決もいいと思うが、そのいとまがないときには、正副会長等の協議により、会長が決定されたらいかがか。

【平田伸一委員】

②の要否の表明を文書で確認し、表決により決するという事なので、もう1回、また書面決議でやるということなのか。そうするとそれだけ時間がかかるということである。同じことをもう1回やらないといけないわけだから、それだけ時間を要することになる。やはり、タイミングというか、時間だと思う。

ただ、ここまで会長と副会長に委任していいのかという気もする。附帯意見なので、委員のストレートな気持ちや考えが表明されているものだと思う。その辺の扱い、あるいは附帯意見に対する認識がどうかというところだと思う。

【山口委員】

附帯意見は平田委員の意見のとおり、要否の表明は委員の同意を得て行った方がよいと思う。書面審議の実施については、いとまがないときという条件付きで、正

副会長の協議により会長が決定するのでいかがかという意見である。あくまでも正論は、過半数の委員が書面議決に賛同した場合だと思う。

【平田伸一委員】

ここで言う附帯意見とは、書面表決されたものに意見欄があり、そこに委員個人個人が自分の考えを表明したものという意味でよいか。この附帯意見とは何か。書面決議した際に、そういう枠があり、それぞれの委員が質問事項や意見を表明する部分があると思うが、その扱いが附帯意見の取扱いということなのか。

【竹内会長】

事務局の説明を求める。

【堀川センター長】

例えば、市がこの三郷地区公民館を廃止するとか、開館日を変更しようとする場合、市長から地域の意見を求められることが諮問であり、その意見を委員に聞くため文書を送付する。その回答に、まずそのやり方で良いか悪いかという意見表明のほかに、例えばそれを良しとしても、こういった条件なら良いとか、こういうことに注意して行うのであれば良い、などと付すのが附帯意見である。附帯意見を付すか否か、もし付すとすれば、どのような文言にするか、あまり関係のない意見だから付ける必要がないなどの判断を誰がするかということが、この部分である。

【竹内会長】

書面審議に関する取扱いについて、採決をしてよいか諮り、委員の了承を得る。

採決の結果、賛成の委員が過半数に達した①正副会長の協議により、会長が決定することに決する。

次に、諮問に対する附帯意見の取扱いについて、採決の結果、賛成の委員が過半数に達した②要否の表明を文書で確認し、表決により決することに決する。

—次第4 議題（4）自主的審議事項の提出方法について—

【竹内会長】

次に、次第4 議題（4）自主的審議事項の提出方法について、事務局の説明を求める。

【堀川センター長】

・資料No.2により、自主的審議事項の提出方法について説明

【竹内会長】

事務局の説明について、質問のある委員の発言を求める。

【平田伸一委員】

前の4年間で、この三郷区の地域協議会として、具体的にどんな自主的審議事項があったのか、その内容を教えてほしい。

【堀川センター長】

自主的審議事項について、どういった内容を取り扱ってきたかは、次の会議で詳しく皆さんに確認いただきたいと思うが、例えば前期では、平成28年10月に三郷区における高齢者支援の取り組みについて、平成30年2月に三郷区の人口減少についてということで、自主的審議を行い、どちらも昨年の年度末に協議は終了している。詳細については、次の次の会議時に資料として、添付させていただく予定である。

【竹内会長】

自主的審議事項の提案方法について、事務局の説明通りとしてよいかを諮り、了承を得る。

10分間の休憩とする。

—休憩—

【竹内会長】

議事を再開する。

—次第4議題（5）令和2年度地域活動支援事業について—

【竹内会長】

次に、次第4議題（5）令和2年度地域活動支援事業について、事務局の説明を求める。

【堀川センター長】

毎年、地域活動支援事業の審査・採点に当たり、事業提案者から事業説明、プレゼンテーションを行っていただいていた。現在、コロナウイルス禍の中で、大勢集まるプレゼンテーションを実施しない方がよいという考えもあるが、審査する側も直接団体から話を聞いて採点するメリットがあることや、提案する側としても、提案書に書ききれなかったことを直接地域協議会に伝えることができる場でもある。プレゼンテーションを実施の是非についても協議いただきたい。

- ・資料No.3、資料No.4、資料No.5により、令和2年度地域活動支援事業について説明

資料No.3（2）提案事業の通知は、本日審査依頼と事業提案書を配付した。現地確認が必要と判断された場合、現地を確認した上で、提案者に質問をするということになっている。本来であれば正副会長の協議により、現地確認が必要な事業を決めていたが、今回は委員改選等があったことから、事務局の方で現地確認の場所を選定した。

- ・新任委員を対象とした「地域活動支援事業の審査に関する研修会」の実施について説明

【竹内会長】

まず、地域活動支援事業の審査・採点に当たり、事業提案者からの事業説明、プレゼンテーションを行うかについて、意見のある委員の発言を求めるがなし。

採決の結果、賛成の委員が過半数に達したことから、プレゼンテーションを実施することに決する。

次に、地域活動支援事業の審査採択のルール等について、質問がある委員の発言を求める。

【平田伸一委員】

資料No.3の2.採択の基本的なルール（1）の③について、三郷区の予算を上回る場合は、となっているが今回上回っておらず、ありえないことだと思う。補助金の配分方法について検討すると書いてあるが、これは、すでに決まっていることなのか。

【堀川センター長】

募集をしてみないと分からなかった部分もあり、このルールを決めた時点はまだ募集前であったため、両方ともとれるような書き方となっている。予算が余って、それをどうするかということも、次回の協議会で決めていただければと思う。

【竹内会長】

今年度の地域活動支援事業の審査採択のルール、審査日程など、事務局の説明通りでよいかを諮り、了承を得る。

それ以外の点について、質問のある委員の発言を求めるがなし。

—次第5 その他（1）今後の会議日程—

【竹内会長】

続いて、次第5 その他（1）今後の会議日程について、事務局の説明を求める。

【堀川センター長】

次回の協議会については、先ほど説明した地域活動支援事業の審査・採択を予定していることから、6月19日（金）午後6時から、会場は三郷地区公民館での開催をお願いしたい。

【竹内会長】

事務局から提案のあった日程で開催することについて、意見のある委員の発言を求める。

【荏戸委員】

時間に間に合わない場合はどうしたらよいか。

【竹内会長】

どのくらい遅れるか事前に連絡いただきたい。事務局の意見を求める。

【堀川センター長】

委員には事業提案者のプレゼンテーションの開始前にご着席いただきたいので、あらかじめ午後6時からの開始が難しいということが分かっているのであれば、この場で開始時間について協議いただければと思う。

【竹内会長】

通常の協議会は午後6時30分からということで先ほど決したところだが、こういった時間を要する案件がある時には少し早めに開始していた。午後6時からの開始とすることに意見のある委員の発言を求める。

【山口委員】

荏戸委員が何時くらいに来れるか確認してほしい。

【荏戸委員】

10分程度遅れる可能性がある。

【竹内会長】

日程調整を行い、次回の地域協議会は、6月19日（金）午後6時15分から三郷地区公民館で開催することに決する。

—次第5その他（2）事務連絡—

【堀川センター長】

次第5その他（2）事務連絡について説明。

- ・地域協議会委員の名刺の作成希望の報告について（依頼）
- ・「地域協議会だより」に掲載する抱負の寄稿について（依頼）
- ・上越市創造行政研究所ニュースレターNo.46

【竹内会長】

事務局の説明について質問のある委員の発言を求めるがなし。

全体を通して、意見や質問のある委員の発言を求める。

【市村委員】

次回の協議会当日に急に都合が悪くなった場合の連絡先はどうなるか。

【堀川センター長】

公用携帯に転送されるため南部まちづくりセンターへ連絡いただければ結構である。あらかじめ出席できないことが分かっていたら、前日までに南部まちづくりセンターへ連絡いただきたい。

【伊藤光夫委員】

次回協議会時に持参する資料があれば教えていただきたい。

【堀川センター長】

本日配付した審査採点書類一式を持参いただきたい。

【竹内会長】

すべての議案は終了した。

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課

南部まちづくりセンター

TEL : 025-522-8831 (直通)

E-mail : nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。